

自治会加入促進検討会設置要綱

(設置)

第1条 地域活動の基盤をなす自治会活動を活性化することにより、住民主体による安心、安全な地域が維持され、住みよいまちづくりが加速するよう、自治会加入を促進し、または、自治会脱会を防止する仕組みを検討するため、自治会加入促進検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 自治会加入に向けた取り組みに関すること
- (2) 自治会脱会防止に向けた取り組みに関すること
- (3) 自治会と行政との関係性に関すること
- (4) その他自治会加入促進又は自治会脱会防止に関すること

(委員)

第3条 検討会は、次に掲げる委員13人以内で組織する。

- (1) 地域活動の実践者
- (2) 中間支援組織に所属する者
- (3) 集合住宅の管理・運営等を行う者
- (4) 青年団体に所属する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他検討会の運営上、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任日から令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会の運営)

第5条 検討会に座長、副座長を各1名置く。

- 2 座長は、委員の互選とし、副座長は座長が指名するものとする。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けた時は、その職務を代理する。
- 4 検討会は座長が招集し、座長が検討会の進行を行う。
- 5 座長は、必要に応じ、検討会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。

(報償)

第6条 委員が検討会等に出席したときは、報償として1日につき8,000円を支給することができる。ただし、2時間未満の場合には、半額の4,000円とする。

- 2 関係者が検討会に出席したときは、報償として1日につき2,000円を支給すること

ができる。

(報告)

第7条 座長は、検討が全て終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、地域振興部地域コミュニティ課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。